

## 【韓国】人工妊娠中絶に関する憲法不合致決定

海外立法情報課 藤原 夏人

\* 2019年4月11日、憲法裁判所は、人工妊娠中絶を禁じた刑法の墮胎罪関連規定に対して憲法不合致決定を下し、2020年12月31日までに関連規定を改正するよう立法府に求めた。

### 1 刑法及び母子保健法の人工妊娠中絶関連規定

韓国では、人工妊娠中絶（以下「中絶」）は妊娠週数を問わず違法であり、刑法<sup>1</sup>の規定により墮胎罪として処罰される。本人が薬物等により中絶を行った場合は、1年以下の懲役又は200万ウォン<sup>2</sup>以下の罰金刑に処される（刑法第269条第1項）。また、医師等が本人の囑託を受け、又は承諾を得て中絶を行った場合は、2年以下の懲役に処される（同法第270条第1項）。

ただし、母子保健法<sup>3</sup>において、例外的に中絶が認められる場合が規定されており、①本人又は配偶者が一定の優生学的又は遺伝学的な精神障害又は身体疾患を有する場合、②本人又は配偶者が一定の伝染病疾患を有する場合、③強姦又は準強姦により妊娠した場合、④法律上婚姻できない血族間又は姻族間で妊娠した場合、⑤妊娠の継続が医学的理由により母体の健康を著しく害する（又はおそれがある）場合のいずれかに該当する場合であって、妊娠24週以内であるときは中絶が認められる（母子保健法第14条及び同法施行令<sup>4</sup>第15条）。

### 2 人工妊娠中絶をめぐる現況

韓国保健社会研究院（保健医療、社会福祉、社会保障等に係る政策研究を行う政府系研究機関）が2018年に実施した「人工妊娠中絶実態調査」によると、韓国の2017年の中絶件数は約5万件と推定されており、過去の同様の調査における中絶件数（2005年は約34万件、2010年は約17万件）に比べて減少している<sup>5</sup>。ただし、実数はこの3倍以上との指摘もある<sup>6</sup>。

中絶に至った主な理由（複数回答）として最も多かったのは、「学業、仕事等、社会活動に支障があるから」（33.4%）であり、以下、「経済状況により養育が困難だから」（32.9%）、「家族計画上の理由」（31.2%）が続いている<sup>7</sup>。これら経済的理由等による中絶は、上述の例外的な場合には該当しないため違法であるが、墮胎罪関連規定は事実上、形骸化しているため、起訴されることはまれである。2017年の墮胎罪による起訴件数は、8件にとどまっている<sup>8</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年7月11日である。

<sup>1</sup> 「형법(법률 제 15982 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=205820&ancYd=20181218&ancNo=15982&efYd=20181218&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

<sup>2</sup> 1ウォンは約0.1円（令和元年7月分報告省令レート）。

<sup>3</sup> 「모자보건법(법률 제 16370 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=208463&ancYd=20190423&ancNo=16370&efYd=20191024&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

<sup>4</sup> 「모자보건법 시행령(대통령령 제 29148 호)」同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=204359&ancYd=20180911&ancNo=29148&efYd=20180914&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

<sup>5</sup> 「인공임신중절 실태조사(2018년) 주요결과 발표—만 15~44세 여성 1만명 대상 온라인 조사(조사기간 2018.9.~10.)—」2019.2.14. 한국보건사회연구원ウェブサイト <<https://www.kihasa.re.kr/common/filedown.do?seq=41486&ano=10778>>

<sup>6</sup> 이승호「낙태 12년 새 34만건→5만건…의료계 “실제는 정부 발표 3배”」『중앙일보』2019.2.15. <<https://news.joins.com/article/23372612>>

<sup>7</sup> 前掲注(5)

<sup>8</sup> 법원행정처『사법연감』법원행정처, pp.930-931. <[http://www.scourt.go.kr/img/pub/jur\\_2018\\_Book8.pdf](http://www.scourt.go.kr/img/pub/jur_2018_Book8.pdf)>

### 3 2012年の憲法裁判所の合憲決定

2012年8月23日、憲法裁判所は、刑法第270条第1項の違憲確認を求める憲法訴願審判（事件番号：2010 헌마 402）において、刑法の墮胎罪関連規定について初めて判断を示した<sup>9</sup>。

このときは、妊婦の自己決定権よりも胎児の生存権が優先されるとして、当該規定は憲法に違反しないとの合憲決定が下されたが、その一方で、当該審判に加わった裁判官の半数は、妊娠初期の中絶まで全面的、一律に禁止し処罰することは、妊婦の自己決定権を侵害し違憲であるとの反対意見を表明するなど、合憲と違憲が拮抗する状況となっていた<sup>10</sup>。

### 4 2019年の憲法裁判所の憲法不合致決定

#### (1) 経緯

刑法の墮胎罪関連規定に違反して起訴された産婦人科医が、2017年2月8日、刑法第269条第1項及び第270条第1項に対する憲法訴願審判（事件番号：2017 헌마 127）を請求した。

2019年4月11日、憲法裁判所は同審判において、再び刑法の墮胎罪関連規定に対する判断を示したが、審判に加わった裁判官9人の意見が、憲法不合致<sup>11</sup>4、単純違憲3、合憲2となったため、前回の2012年の合憲決定の判断を変更し、憲法不合致決定を下した<sup>12</sup>。

#### (2) 憲法不合致決定の概要

今回の憲法裁判所の決定は、胎児の生命を保護するという墮胎罪の立法目的を正当と認めながらも、妊婦が妊娠の継続及び出産に関する自己決定権を行使するのに十分な時間が保障される時期（胎児が母体を離れて独立して生存できる妊娠22週前後を上限とする。）までの中絶については、国が生命保護の手段及び程度を別に定めることができるとした。

その上で、母子保健法の規定に該当しない中絶を全面的、一律に処罰する墮胎罪の規定は立法目的を達成するための最小限度を超えて妊婦の自己決定権を侵害しており、違憲と判断した。

ただし、単純違憲決定を行った場合、妊娠全期間の全ての中絶を処罰できなくなる法的空白が生じることを理由に憲法不合致決定とし、立法者に法改正を求めた。立法者が2020年12月31日までに必要な立法措置を行わない場合は、当該規定は2021年1月1日以降、無効となる。

なお、審判に加わった裁判官のうち、単純違憲決定を支持した3人は、墮胎罪により起訴される事例はまれであるため、単純違憲決定を行った場合でも大きな混乱は生じないと述べるとともに、妊娠14週までは無条件に中絶を認めるべきとした。

#### (3) 今後の法改正の過程における論点

妊娠14週頃まで及び妊娠22週前後までの中絶の在り方（具体的な時期の設定、時期別の妊婦の自己決定権の範囲、中絶が認められる経済的理由等の内容、熟慮期間や相談制度の導入等）のほか、刑法と母子保健法に分かれている墮胎罪関連規定の統合、現在は医師の処方箋なしに購入できない緊急避妊薬の在り方など様々な論点が議論されると見られている<sup>13</sup>。

<sup>9</sup> 「형법 제 270 조 제 1 항 위헌소원」헌법재판소ウェブサイト <[https://ecourt.court.go.kr/coelec/websquare/websquare.html?w2xPath=/ui/coelec/dta/casesrch/EP4100\\_M01.xml&eventno=2010헌마402](https://ecourt.court.go.kr/coelec/websquare/websquare.html?w2xPath=/ui/coelec/dta/casesrch/EP4100_M01.xml&eventno=2010헌마402)>

<sup>10</sup> 2012年の憲法裁判所の決定では、審判に加わった裁判官8人（1人欠員）のうち、合憲（4人）と違憲（4人）が同数であったが、合憲決定が下された。これは、大韓民国憲法第113条第1項の規定により、認容（違憲）決定を下すためには裁判官6人以上の賛成が必要なためである。

<sup>11</sup> 違憲決定の一種とされるが、直ちに無効とせず立法者に一定の猶予期間を与えて法改正を求める決定形式をいう。

<sup>12</sup> 「형법 제 269 조 제 1 항 등 위헌소원」헌법재판소ウェブサイト <[https://ecourt.court.go.kr/coelec/websquare/websquare.html?w2xPath=/ui/coelec/dta/casesrch/EP4100\\_M01.xml&eventno=2017헌마127](https://ecourt.court.go.kr/coelec/websquare/websquare.html?w2xPath=/ui/coelec/dta/casesrch/EP4100_M01.xml&eventno=2017헌마127)>

<sup>13</sup> 김주경·이재명「낙태죄 헌법불합치 결정관련 쟁점 및 입법과제」『NARS 현안분석』vol.52, 2019.5.2, pp.1-16. <[http://www.nars.go.kr/fileDownload2.do?doc\\_id=1Mfm5XdpXGo&fileName=\(NARS 현안분석 52 호\\_20190502\)낙태죄 헌법 불합치 결정관련 쟁점 및 입법과제.pdf](http://www.nars.go.kr/fileDownload2.do?doc_id=1Mfm5XdpXGo&fileName=(NARS 현안분석 52 호_20190502)낙태죄 헌법 불합치 결정관련 쟁점 및 입법과제.pdf)>